

高校授業料無償化の概要について

令和7年7月18日
総務部教育学術課

1 国の対応

○令和7年度：高等学校等就学支援金制度拡充の先行措置として、同制度の対象外となっている者（年収約910万円以上の者）に対し、国補助（高校生等臨時支援金）が措置され、収入要件を事実上撤廃。

令和8年度：高等学校等就学支援金の収入要件を撤廃し、私立高等学校等に通う生徒への支給上限額を現行の年額396,000円から457,000円に引き上げる予定。

【令和7年2月25日 3党合意文書】

・いわゆる高校無償化について、義務教育との関係、公立高校（農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立加算金額の水準の考え方（令和8年度は45.7万円）、支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）、高校間での単位互換、国と地方の関係、公立と私立の関係、現場レベルの負担といった論点について、十分な検討を行う。

・令和8年度以降の措置については「骨太の方針2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。

【令和7年6月13日 骨太の方針2025（経済財政運営と改革の基本方針2025）】

・いわゆる高校無償化、(中略)については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

2 県の対応

<県立高等学校・R7年度～>

国の制度設計に準じ、所得制限なく完全無償化（国補助 年11.88万円支給）

<私立高等学校・R7年度>

国の制度設計に準じ、所得制限を事実上撤廃。（国補助 年11.88万円支給）

※私立中学校についても私立高校と同様の措置を実施。（県単独）

<私立高等学校・R8年度>

国の制度設計を踏まえて、令和7年度に対応を議論していく。



3 高校無償化による本県での影響等

・本県では、全国一の経常経費助成を行うことにより、私立高校の授業料が低く抑えられており、年収約590万円未満の者については、令和2年度からすでに授業料を実質無償化している。私立が多く根強い人気のある東京・大阪などの大都市部と比べると、報道で報じられているほどの影響はないと思われるが、今後は県外の有名私立高等学校が無償化されることで、本県の生徒が県外の私立高等学校に流出する懸念もある。各高等学校は、公立私立に関係なく、特色ある学校づくりを行うことが重要である。